

商品名	貯蓄預金I型
販売対象	個人のみ(組合員限定せず)
期間	定めなし
預入方法	預入方法: 随時預入 預入金額: 1円以上 預入単位: 1円単位
払戻方法	随時払い戻します
利息	適用金利 : 基準残高を30万円とし以下の利率を適用します。 毎日の最終付利対象残高が基準残高以上の場合: 基準残高以上利率 毎日の最終付利対象残高が基準残高未満の場合: 基準残高未満利率(ペナルティ利率) 利払頻度 : 毎年8月と2月の当会所定の日に支払います 計算方法 : 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 税金 : 20%(国税15%, 地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%, 地方税5%)となります。 金利情報の入手方法 : 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ※預入残高に応じて、信漁連が定めた利率を適用致します。
手数料	キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 1か月間(毎月1日から月末まで)に6回を越えて払出しをする場合、その回数を超えるそれぞれの払出しについては手数料をいただきません。
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます
中途解約時の取扱い	-
貯金保険制度	保護対象: 当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。
相互援助制度	当会は、社団法人JFマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当会本・支店または資金管理部資金課(Tel:092-751-2064)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク福岡苦情相談窓口(Tel:092-751-2064)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部(Tel:092-751-2064)にお問い合わせください。
紛争解決措置	苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(Tel:03-3294-9670)を通じて 弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部(Tel:092-751-2064)にお問い合わせください。 なお、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター (Tel:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3581-2249) また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は県相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用になれません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・通帳に記帳いただいていない明細が月末時点で40件以上ある場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させて頂きます。

商品名	貯蓄預金Ⅱ型
販売対象	個人のみ（組合員限定せず）
期間	定めなし
預入方法	預入方法：随時預入 預入金額：1円以上 預入単位：1円単位
払戻方法	随時払い戻します
利息	<p>適用金利：10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上、1千万円未満、1千万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。（変動金利）なお、その日の最終付利対象残高が10万円未満場合は普通貯金利率を適用します。</p> <p>利払頻度：毎月第3土曜日の翌日曜日とし、その翌営業日に利息の支払いを行います。</p> <p>計算方法：毎日の最終残高10万円以上について付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算。</p> <p>税金：20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>金利情報の入手方法：金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ※預入残高に応じて、信漁連が定めた利率を適用致します。</p>
手数料	<p>キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。スウィングサービスの取り扱いについては手数料をいただきません。</p> <p>(1)順スウィング（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替） 1回毎に0円 (2)逆スウィング（貯蓄貯金から普通貯金への自動的な振替） 1回毎に0円</p>
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル優の取扱いができます</li> <li>・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます</li> <li>・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	-
貯金保険制度	保護対象：当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。
相互援助制度	当会は、社団法人JFマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置	<p>本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という）につきましては、営業日の9時から17時までに当会本・支店または資金管理部資金課（Tel:092-751-2064）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク福岡苦情相談窓口（Tel:092-751-2064）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。</p> <p>※ 詳しくは、当会本・支店または総務部（Tel:092-751-2064）にお問い合わせください。</p>
紛争解決措置	<p>苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（Tel:03-3294-9670）を通じて 弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。</p> <p>※ 詳しくは、当会本・支店または総務部（Tel:092-751-2064）にお問い合わせください。</p> <p>なお、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。</p> <p>○東京弁護士会 紛争解決センター （Tel:03-3581-0031） ○第一東京弁護士会 仲裁センター （Tel:03-3595-8588） ○第二東京弁護士会 仲裁センター （Tel:03-3581-2249）</p> <p>また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</p> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は県相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>

その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用になれません。 ・総合口座の取扱いはできません。
	・通帳に記帳いただいていない明細が月末時点で40件以上ある場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。